

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、朝野工業株式会社（所在地 富山県魚津市）
に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和 8 年 5 月 2 2 日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 小林 正哉
電話 025-370-6647（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 小田 健一
電話 025-370-6650（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
朝野工業株式会社	富山県魚津市本新町 2 7 番 5 号

2. 指名停止措置期間： 令和 8 年 5 月 22 日～令和 8 年 6 月 21 日（1 ヲ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者は、富山県発注の「鴨川河川改修放水路工工事」において、設計図書と異なる規格の P C 鋼棒を使用したにもかかわらず、これを富山県に報告せず、工事目的物に重大な瑕疵を生じさせた。また、設計図書のとおりに施工したとする虚偽の P C 鋼棒の検査証明書を富山県に提出した。このことが建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するとして、令和 8 年 4 月 20 日に富山県知事より営業停止処分（22 日間）を受けた。

5. 措置理由

上記 4. については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）別表第 1 第 3 号に該当し、これを準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号）第 1 条についても該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 1（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（過失による粗雑工事） 3 当該地方整備局の所管する区域内における工事で前号に掲げるもの以外のもの（以下この表において「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヲ月以上 3 ヲ月以内